

茨城県陶芸美術館運営基本大綱

制定令和5年3月31日

第1章 運営の基本理念

1 茨城県陶芸美術館の基本理念

茨城県陶芸美術館（以下「陶芸美術館」という。）は、県内陶芸の芸術性の一層の向上や地域の振興に寄与するとともに、我が国における陶芸文化の新たな拠点として機能することを設立の基本理念としている。

この基本理念に基づき館の運営を行ってきた。

2 運営基本大綱制定の趣旨

陶芸美術館は、開館以来（平成12年4月）、毎年作成している陶芸美術館年報において館の基本方針及び運営方針を記載し、これに基づいて運営を行ってきた。

開館から21年が経過し、今般の社会情勢の変化や、美術館・博物館（以下「美術館等」という。）に求められる役割・機能の多様化・高度化、併せて、改正博物館法が成立したこと、今般、令和4年度からの県政運営の基本方針となる「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」（以下「総合計画」という。）が示されたことから、これまでの運営の方針を改めて見直し、美術館の機能及び運営の基本となる「茨城県陶芸美術館運営基本大綱」（以下「大綱」という。）を制定することとした。

3 大綱の性格

大綱は、陶芸美術館の機能及び運営の基本事項を明らかにするものであり、概ね10年間を目標に設定する。ただし、時代の要請に応じ、必要があるときは随時見直していくものとする。

4 美術館運営の基本姿勢に関する県と国の方針

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に取り組んでいくため、茨城県は、令和3年度に策定した総合計画に基づき、人生100年時代の到来や、価値観の多様化への対応も視野にいれつつ、それぞれの生涯学習・文化芸術活動を楽しむ機会と環境をつくることをめざしている。県立の社会教育施設である陶芸美術館においても、この総合計画の政策実現に向けて館を運営していくこととする。

また、国においては、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める「博物館法」（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の制定から約70年が経過し、美術館等に求められる役割も多様化・高度化してきたことから法改正を行い、令和5年4月1日から施行する。ここでは、法制定時からの基本的な使命である資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究に加えて、文化財である収蔵

資料等をまちづくりに活かすなど、文化観光拠点施設としての役割を果たすことが求められている。

この改正は、ICOM(国際博物館会議)の京都大会(令和元年)で示された「文化をつなぐミュージアム」等を参考にしながら、文化審議会博物館部会が令和3年に提出した答申を踏まえて策定されたものであり、文化庁が示したその答申要約にある「これからの博物館に求められる役割・機能」として整理された次の5つの方向性がその基本となる。

- ① 「守り、受け継ぐ」 資料の保護と文化の保存・継承
- ② 「わかち合う」 資料の展示、情報の発信と文化の共有
- ③ 「育む」 多世代への学びの提供
- ④ 「つなぐ、向き合う」 社会や地域の課題への対応
- ⑤ 「営む」 専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上

5 陶芸美術館運営の基本方針

以上のとおり、本県が誇る笠間という陶芸文化の拠点にある陶芸を中心とした美術館として、工芸の文化芸術活動の振興・発展、日本の陶芸文化の向上を推進し、これからの美術館に求められる役割・機能を果たしていくために、陶芸美術館としての運営の基本を次のとおり7つの方針として策定する。特に、笠間という窯業地を持つ本県において、陶芸文化芸術活動の振興・発展は、必要不可欠であり、陶芸美術館においては笠間地域とつながり、有効に機能することをめざす。

(1) 展示活動 (「わかちあう」)

明治以降の我が国の優れた作家の作品や県内陶芸を中心とする工芸を含めた所蔵品等の展示を行うとともに、国内外の優れた作品を身近に鑑賞できる場を提供します。

(2) 陶芸文化の向上 (守り、受け継ぐ、育む)

県内はもとより日本の陶芸文化の向上に向け、近現代陶芸の調査研究を進め、国内外の優れた作品の展示及び発信を推進します。

(3) 美術普及活動 (わかちあう、育む)

県民をはじめとする多くの方々が、陶芸への親しみや関心をより一層深めるため、多様な美術普及活動を積極的に推進します。

特に、学校教育と連携した事業及び県民の生涯学習活動を支援する事業の展開を図ります。

ア 作品の鑑賞を助け、美術への理解を深めるための講演、講座及び作品解説会等を開催します。

イ インターネットを活用した展覧会等の情報提供や各種イベントの参加申込を推進します。

ウ 学校及び生涯学習団体との連携を密にし、各種事業を開催し、陶芸・工芸美術への関心を高めます。

エ 所蔵品の画像を含めた情報をデジタル化し、館内及びオンラインによる発信に努めます。

オ 県民の幅広い芸術・文化活動の成果の発表の場として、県民ギャラリーを地域の学校、各種団体のほか、広く一般に対して提供します。

(4) 調査研究 (守り、受け継ぐ、営む)

館活動の基礎となる収集、展示、教育・普及等に関する調査研究を推進します。

ア 国内外の工芸部門を中心とする美術作品や企画展、教育普及活動等に関する調査研究に取り組み、成果を定期的に発表します。

イ 県内の陶芸を中心とした工芸の情報を整理、蓄積に努めます。

ウ デジタルコンテンツを用い、SNS を含む様々なメディアを用いた情報発信に努めます。

(5) 美術資料収集 (守り、受け継ぐ 営む)

所蔵品展示を魅力あるものとするため、収集方針に基づき収集します。

(6) 地域の振興 (「つなぐ、向き合う」)

地域や近隣施設、団体等と連携し、県内陶芸の芸術性の向上と地域と振興に寄与する事業の実施を推進します。

ア 県内の優れた陶芸作家の作品を展示・紹介する機会を推進します。

イ 笠間市や茨城県立笠間陶芸大学校等、地域と連携した陶芸作品展の実施を推進します。

ウ 笠間芸術の森公園及び隣接する笠間工芸の丘、茨城県立笠間陶芸大学校等近隣施設や地域団体が相互の連携を密にし、共同イベント等の開催により、全体として魅力の高いゾーンづくりを推進します。

(7) 美術館経営に関する協力体制の推進と評価・検証・改善 (営む)

ア 利用者の視点に立った美術館経営に努めます。

イ 地域社会への貢献を理念とする企業等と連携・協働を推進します。

ウ 協議会において、自己評価を含む事業報告を行い、評価と検証、改善に努めます。

エ 館長をはじめ、学芸員、教育普及担当職員等の資質向上のための研修に努めます。

6 美術資料収集の基本方針

所蔵する美術資料を充実させていくことは、特色ある美術館として活動を展開していくうえで欠くことのできない核的基盤である。当館が陶芸を中心とする県立の美術館として県民及び地域の人々に愛され、親しまれ、また日本の陶芸文化の向上で寄与できるよう、所蔵資料の充実と活用に努める。

明治以降の陶芸作品、それらと関連のあるヨーロッパを中心とした19世紀中期以降の諸外国の陶芸作品を、歴史展示を可能にするよう、計画的に収集していく。また、茨城県にゆかり深い作家の作品や資料収集に努める。

(1) 収集方法

美術資料の収集は、購入、寄贈、管理替え及び寄託によるものとし、購入、寄贈受入れ及び管理換えに際しての候補資料については、館における詳細な調査研究をもとに、美術資料収集委員会、美術資料審査委員会の公正かつ客観的な評価・判断に基づいて行うものとする。

なお、購入及び寄贈受入れの場合は、美術資料審査委員会の開催に先んじて県関係者における美術資料検討会議を行うものとする。購入は、計画的に行うものとし、必要に応じて美術資料取得基金を活用することによって行うものとする。

また、寄託の受入れに際しても、美術資料収集方針を勘案しながら、適切な資料の受入れに努めるものとする。

(2) 具体的方向性

基本方針に基づき、次のような方向で美術資料の収集を行う。

- ア 日本の近代陶芸史を通観できるよう、優れた業績を残している作家の代表的作品
- イ 日本現代陶芸の新しい動向を担う作家の代表的作品
- ウ 日本の近代陶芸に関連のある、欧米を中心とした諸外国の陶芸作品
- エ 本県出身、在住又は在住していた作家の、日本近代陶芸史、本県陶芸史上重要な作品
- オ 日本近代工芸史上、優れた業績を残している作家及び新しい動向を担う作家の代表的作品

(3) 収集分野

県立歴史館、県近代芸美術館との役割分担を踏まえつつ、陶芸美術館では、明治以降の美術資料を扱い、次の分野の収集を行う。

- ア 陶磁器
- イ その他工芸作品及び関連資料

(4) 収集における留意点

- ア 美術資料収集の基本方針に照らして、分野毎に、未収集作家(作品)、今後重点的に収集することが必要な作家(作品)を分析し、機会を逃すことなく収集できるよう計画を立てる。
- イ 現在活躍している作家を的確に把握し、将来を見据えた発掘と洞察に努める。
- ウ 笠間を中心とした県内の優れた陶芸作家の発掘と洞察に努める。
- エ 美術資料の所蔵家、物故作家の遺族、活躍中の作家などと更なる信頼関係を醸成し、優れた資料の寄贈の協力が得られるよう努める。

第2章事業方針(案)

1 基本方針

陶芸美術館は、日本近現代の優れた陶芸作品や県内陶芸の伝統と展開を所蔵品等によって展観するとともに、陶芸を中心として工芸部門まで視野を拡げ、国内外の優れた作品が鑑賞できる場を各展示室の展示において展開することで、優れた作品の鑑賞できる場を提供する。

また、近現代の国内外の陶芸を中心とする工芸部門の美術作品やその歴史、現在の状況について調査研究を推進し、資料の充実を図るとともに企画展、美術普及活動に関する調査研究を推進する。

さらに、人材、施設等の基盤強化を推進するとともに、県民の財産である茨城県陶芸美術館が、県民をはじめとした多くの人々が近現代陶芸美術に親しみ、豊かな感性を育む場となるよう活動していく。

2 活動計画

(1) 展覧活動及び計画

ア 第一展示室

日本近代陶芸史を通観できる展示を所蔵品を中心に紹介する。新収蔵品の展示を含め3回程度展示替えを行う。

イ 第二展示室

陶芸を中心として工芸部門を含め、様々なテーマを設け、特に現代動向を「小企画展」方式で年3回程度の展示替えにより紹介する。

ウ 企画展室

陶芸を中心として工芸部門まで視野を拡げ、国内外の優れた作品を自主企画や巡回展により年4回程度開催し、紹介する。

(2) 美術普及活動及び計画

ア 鑑賞を助け、美術への理解深める活動の充実

県民をはじめ、多様な来館者が、美術館に親しみ、展示においては、作品の鑑賞を助け美術の理解を深め、楽しんでいただくため、利用者のニーズの把握に努め、展示解説や撮影の可否の明示、体感・体験的な鑑賞等の取組の充実を図る。

(イ) 鑑賞を助け理解を深める取組の充実と推進

- ・ 講演・講座、ギャラリートーク、ワークショップ、タッチ&トーク、撮影の可否の明示

(イ) 子どもをはじめ多様な来館者への鑑賞を助け、関心を高め、芸術文化へ親しめる下記取組を推進する

- ・ 子ども向けのギャラリートーク、鑑賞ワークシート配布の実施
- ・ 教育普及キャラクターを活用した興味・関心を高める作品コメントの掲示
- ・ 焼き物の様々な特徴の違いを体感できる、さわれる展示コーナーの設置
- ・ 笠間市、茨城新聞社と共催による全国規模の公募型こども陶芸展の実施

イ 現在活動中の作家についての情報収集と発信

作家の活動状況についての情報を継続して収集し、作家と来館者をはじめ、美術館が情報交流のハブ的な役割を担うよう推進する。収集した情報のなかからめざましい動向を「いばらき・陶芸アニュアル」として発信する。

ウ 学校との連携の推進

- (ア) 陶芸美術館での鑑賞と笠間焼の歴史や焼き物についての学び、陶芸ボックスの貸出や隣接する笠間工芸の丘、笠間市内の窯元での陶芸体験、笠間芸術の森公園の散策を交えるなど、鑑賞、学び、体験と散策など学校のニーズに応じた多様な校外学習プランの内容の充実と提案の推進
- (イ) 地元の美術や陶芸にかかわる笠間高等学校美術科、メディア芸術科や笠間陶芸大学校と連携した卒業制作展の会場提供
- (ウ) 県民ギャラリーを活用した小・中・高・特別支援学校の児童生徒の芸術文化活動等の会場提供及び実施の推進
- (エ) 中学生・高校生の職場体験や大学生の博物館実習の積極的な受入れ

エ 県民の芸術文化活動の促進及び成果の発表の場の展開

- (ア) 県民ギャラリーの貸出による、県民の幅広い芸術・文化活動の成果の発表の場の提供の推進
- (イ) 近代美術館つくば分館での企画展の講座の実施や生涯学習活動などへの講師派遣等の推進
- (ウ) 各種団体活動に対する陶芸が体験できる陶芸ボックスの貸出

オ 美術広報活動の充実

- (ア) 美術館活動の情報提供は、ポスター・チラシをはじめ、マスコミ、ミニコミ、ホームページ、SNS、ユーチューブ等、様々な手段による情報発信の充実
- (イ) 所蔵作品の情報や画像のデータベース化を行い、検索システムによる情報公開の推進
- (ウ) ホームページによる利用方法やアクセス、展覧会やイベントなどの情報発信内容の充実
- (エ) 効果的な広報媒体や情報提供の在り方を探求

(3) 美術資料等の調査・研究

陶芸を中心とした工芸を含む所蔵品や近現代陶芸史、現代陶芸の動向に関する調査研究を推進し、その成果を発表していくことにより陶芸文化の向上に資するとともに、展示活動を通じて研究成果を広く共有していく。

(4) 美術資料等の収集と継承

明治以降の陶芸作品、それらと関連のあるヨーロッパを中心とした19世紀中期以降の諸外国の陶芸作品を、歴史展示を可能とするよう、計画的に収集していく。また、茨城県にゆかりの深い作家の作品や資料収集に努める。

収蔵品については、適切な環境の中での保存、展示に努め、国内外の美術館と協力しながら貸し出すなど有効活用を図る。また、広くその価値を共有し、芸術文化財産として保存と活用への

理解を深めるとともに後世に継承していく機運を醸成する。

(5) 美術館運営に関する協力体制の推進

地域社会への貢献を理念とする企業等と連携・協働と民間資金を活用した事業支援体制の整備を推進する。

3 施設・設備の管理・充実

- (1) 来館者がより鑑賞を楽しめる空間・環境作りを進めるため、展示空間や展示ケース、照明等の改修・整備に努める。
- (2) 施設・設備の老朽化に対応するため、適切なメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図るとともに大規模改修等の計画的な実施に努める。
- (3) 美術資料の適切な保管と収集による充実に対応するため、適切な収蔵施設が確保できるよう必要な改修・整備に努める。
- (4) 所蔵品などを活用した展示の充実を図るため、敷地内への新たな展示施設の整備を検討する。

第3章 美術資料の収集・保存方針

所蔵する美術資料を充実させていくことは、特色ある美術館として活動を展開していくうえで欠くことのできない核心的基盤である。当館が陶芸を中心とする県立の美術館として県民及び地域の人々に愛され、親しまれ、また日本の陶芸文化の向上に寄与できるよう、美術資料の収集と活用、保存を推進する。

1 収集方針

第1章の6の方針に基づき美術資料の収集を図る。

2 収集体制

美術資料の収集は、購入、寄贈及び寄託によるものとし、購入及び寄贈受入れに際しての候補資料については、館における詳細な調査研究をもとに、当該年度における資料収集計画を立案し、その結果に基づいて以下に掲げる会議等に諮るものとする。

(1) 美術資料検討会議（文化課所管）

ア 購入及び寄贈受入れ候補の美術作品等について、行政的な観点から総合的にその是非を検討する。

イ 行政関係者6名による構成

(2) 美術資料審査委員会（陶芸美術館所管）

ア 候補資料の芸術的価値等について専門的見地から審査する。

イ 美術専門家7名による構成

3 美術資料の保存対策

(1) 防虫、防菌対策

収蔵庫に保存する美術資料に対して、防虫・防菌の科学処理を行うため、定期的に専門の機関に委託して実施する。

(2) 作品の汚損、破損等の修復、補修

美術資料については定期的に点検し、恒久的な保存を図るため、必要に応じて専門家に委託し、汚損、破損等の修復、補修を行う。